

教員の働き方改革を求める意見書の提出について

教員の働き方改革を求める意見書を次のとおり提出する。

平成29年5月30日提出

提出者 市 会 議 員 全 員

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，  
総務大臣，文部科学大臣，厚生労働大臣，  
働き方改革担当大臣 宛て

京 都 市 会 議 長 名

教員の働き方改革を求める意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちの豊かな学び・育ちを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。平成29年4月28日、文部科学省が公表した平成28年度の教員の勤務実態の速報値によると、いわゆる過労死ラインといわれる月80時間以上の超過勤務をしている教員は、小学校では33.5パーセント、中学校では57.7パーセントとなり、教員の慢性的な超過勤務の実態が明らかになった。

京都市では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校司書、ALT（外国語指導助手）、部活動外部指導員などの教員以外の専門職員の学校現場への配属や、主幹教諭や事務職員の拡充に取り組んできたが、子どもたちと直接向き合い、子どもたちの未来を担う教員がいきいきと学校現場で働くためには、慢性的な超過勤務を早急に是正する必要がある。

よって国におかれては、教員の超過勤務の改善に向けて、少人数学級の推進などの計画的な教員定数の改善、部活動外部指導員の導入、事務業務の軽減などを進めるとともに、それに係る財源を確保し、教員の働き方改革を推進するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。